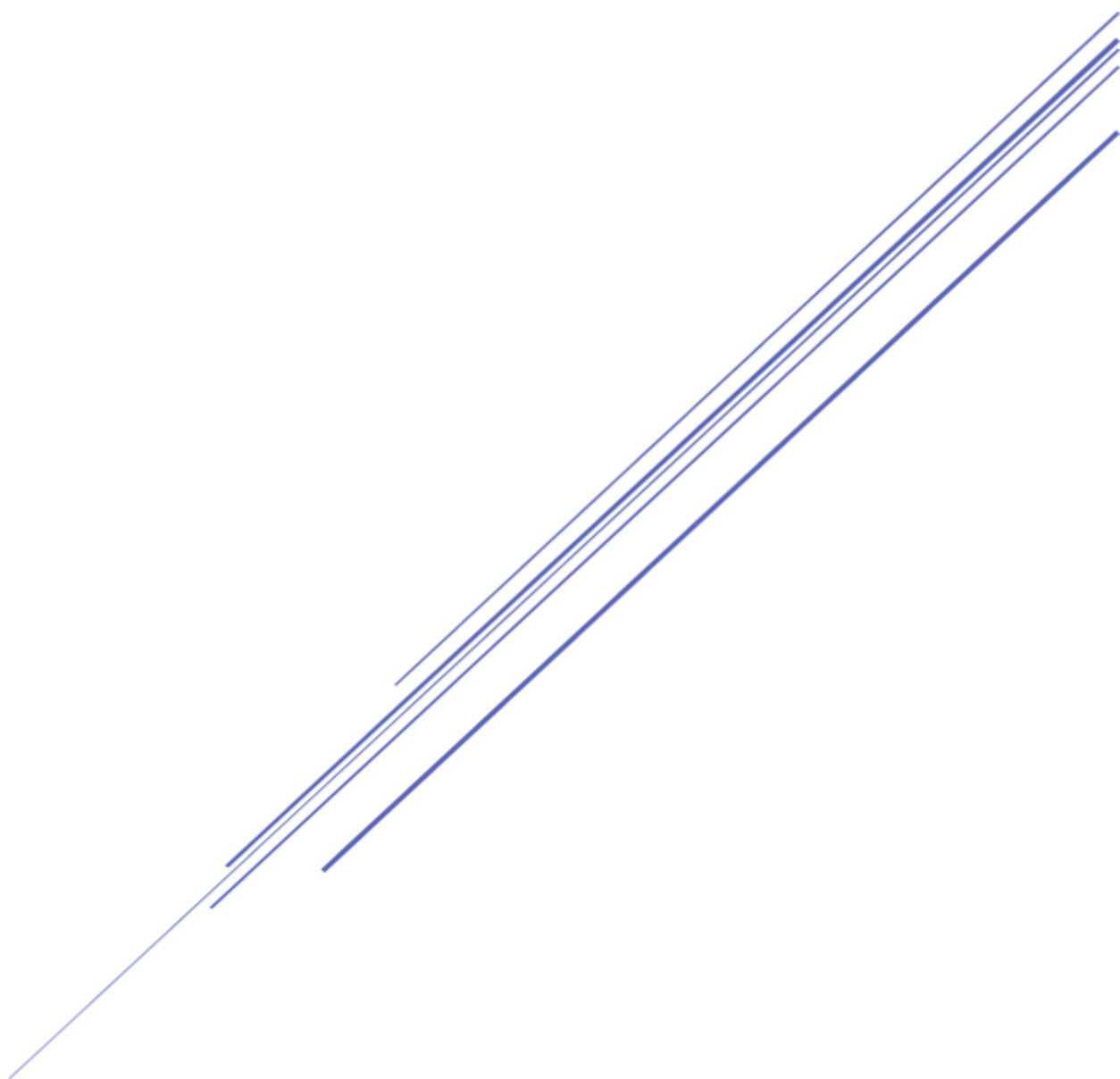


ACTHOUSE®

参加案内

Rev.20180824



1. お申込/手続きの手順

1: ご相談・参加コースの決定

スタッフがご相談をお受けします。お気軽にお問い合わせください。

個別相談のご予約: http://j.mp/acthouse_soudan

無料説明会のご予約: http://j.mp/acthouse_seminar



2: 約款のご確認

本書をよくお読みください。



3: ご参加お申込み（契約の申込と成立）

お申込みフォームからお申込みください。

URL: https://acthouse.net/app_form/

当社が電子メール等にて申込承諾のご連絡をした時点で約款（契約書面）の内容にて契約が成立します。



4: パスポートの申請

お持ちでない方はパスポート申請をしてください。滞在最終日+6ヶ月以上有効のパスポートが必要です。



5: 必要書類のご提出

必要書類を揃え、4.より概ね1週間以内に、メール添付で提出するか、以下宛先までご郵送ください。

提出先:

〒105-0004

東京都港区新橋2-16-1 ニュー新橋ビル624

(株)カグラ内アクトハウス事務局



6: 参加費用のお支払

弊社より「請求書」を発行いたします。

その内容に従って、3. お申込みより1ヶ月以内に参加費用をお支払いください。

期限までにお支払いを確認できない場合はご参加キャンセルとさせていただきます。ご迷惑を申し上げます。

2. 公的申請(査証(ビザ)を含む)について

1) 査証(ビザ) (Cebu, Philippines)

■ SSP(Special Study Permit - 特別勉強許可証)とは?

SSPとは「特別勉強許可証」であり、フィリピン国内で合法的に勉強する為に必要な許可証です。発行元はフィリピン法務省管轄の移民局ですが、発行手続きは提携する現地語学学校が代行します。短期の留学においても必ずSSPの取得が必要となります。

■ ACR I-Card とは?

観光を目的としてフィリピンに長期滞在する方、または短期間でも留学や就業する外国人に対して取得が義務付けられている外国人登録証(Alien Certificate of Registration Identity Card, ACRI-card)のことです。これは移民局に登録された外国人のフィリピン法的居住資格の証拠として活用され、フィリピンに滞在中の外国人が簡易に身元の証明を行えるものとなります。

■ なぜSSP・ACR I-Cardが必要な?

日本人のフィリピン渡航留学の場合、フィリピン到着時点では約30日間有効の観光ビザで入国することになります。観光ビザは観光を目的とする者に限定しているため、その他の活動にはそれぞれのビザまたは許可証が必要となります。

観光ビザでフィリピンに入国した人が、フィリピン国内で合法的に勉強をするために必要なのがSSPです。たとえ1日であっても、SSPなしで授業を受けるのは不法です。SSPを受けずに留学し、フィリピン当局に摘発されると入国管理法違反となり処罰を受けます。

またACR I-Cardを取得されなかった方に関しては、出国の際に空港でACR I-Card取得相当の金額の請求または罰金が科せられます。(ただしACR I-Cardはフィリピンへの再入国許可や特別再入国証として使うことはできず、出国と同時に空港の移民庁職員にACR I-CARDを返さなければなりません。)

SSP・ACR I-Cardどちらも、現地到着後に申請すれば問題ありません。

■ SSP・ACR I-Card・ビザの発行・更新手続きについて

手続きは現地語学学校が代行いたします。申請に必要な書類は下記の通りです。

- ・自身のパスポート(顔写真が掲載されているページ)のコピー
- ・現地政府入国管理局への申請用紙 ※申請用紙は現地語学学校で配布されます。
- ・申請費用(現地通貨でご用意いただきます)

■ SSP・ACR I-Card・ビザ更新料金

(2016年3月1日現在。フィリピン政府により催告なく変更されることがあります。)

種別	滞在期間	金額
SSP	-	6,000 PHP
30日間観光ビザ	1ヶ月	無償
第1回ビザ更新	2ヶ月	3,330 PHP
第2回ビザ更新	3ヶ月	4,810 PHP
ACR I-CARD	-	3,000 PHP
第3回ビザ更新	4ヶ月	2,940 PHP
第4回ビザ更新	5ヶ月	2,940 PHP
第5回ビザ更新	6ヶ月	2,940 PHP
合計		25,960 PHP

※6ヶ月以上滞在する場合、出国の2週間前には“ECC(Exit Clearance Certificate)”の取得が必要です。

※ビザ更新を複数回数分まとめて実施することで費用を多少低減できる場合があります。

現地駐在の運営スタッフとご相談ください。

3. 現地語学学校情報

1) Cebu, Philippines - One To One English

① 基本情報

会社名	One To One English
住所	2 nd Fl., One Paseo Saturnino, Maria Luisa Road, Banilad, Cebu
電話番号	+63 32 254 0701

② 受講内容

a-1. 授業内容

授業概要	フィリピン・セブ島で長年にわたり多くの留学生を受け入れてきたOne To One Englishでは「読み/書き/文法」の基礎固め及び「実践的な英会話」の応用力向上に努めています。また、到着後初日にレベルチェックテストを実施し、個人のレベルに応じて英語習得ができるように授業を展開しています。
------	--

a-2. 授業時間

授業時間数	1日2コマ - 2時間 (1hour/term) ※参加コースにより異なる場合があります。
授業時間	午前 / 午後 / 夕方 の何れか

4. スタッフによるサポート

サポート内容は以下のものです。

- ① 到着時の空港出迎え(片道)
- ② オリエンテーション
- ③ 滞在施設・日常生活についてのカウンセリング
- ④ 受講内容に関するカウンセリング

上記以外のものはすべてサポート対象外です。主なものを以下に例示します。

- 例1) 重病以外(風邪、発熱、インフルエンザ、皮膚病など)での通院同行
- 例2) 警察署への同行
- 例3) 航空券やホテルの手配、変更手続き
- 例4) ご家族からの伝言受付、ご家族への近況報告
※ご家族とは、スタッフを介さずご自身で直接ご連絡をしてください。
- 例5) 銀行、旅行会社、郵便などのトラブル対応
- 例6) 銀行口座開設、ATMでの現金引出、両替付添、現金の貸出/保管
- 例7) アクトハウス内での人間関係をめぐるトラブル等

5. 約款、お申込書類

アクトハウス約款（契約書面）には必ず目を通した上で、電子メール等により参加表明（契約の申込み）をしてください。参加表明をして頂いた場合、アクトハウス約款（契約書面）の内容にご同意頂いたものとします。

当約款（契約書面）の内容について不明な点や疑問点がございましたら、弊社コンサルタントまで遠慮なくご連絡ください。

また、当約款（契約書面）や申込書だけでなく、プログラム全般に関するご質問/お問合せについては、スカイプやお電話にてご回答/ご相談を承っております。気になることや聞きたいことがございましたら、下記連絡先まで遠慮なくご連絡ください。

Skype: acthouse.net

※個別相談のご予約はこちらから:

http://j.mp/acthouse_soudan

電話: 050-5582-9604

株式会社カグラ「アクトハウス」約款(契約書面)

第1章 (総則)

第1条 株式会社カグラ(以下、「当社」といいます。)が、アクトハウス参加申込者(以下、「お客様」といいます。)との間で締結する契約(以下、「契約」といいます。)は、本約款で定めるところによります。本約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習に拠ります。但し、当社が法令に反せず、かつお客様の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、その特約が優先します。

第2条 本約款で「契約」とは、当社がお客様のご要望に基づき、アクトハウスへの参加、及び付随する各種サービス提供のための手続き(語学学校への入学手続きを含めた各種研修機関への受入手続き、滞在施設の手配、その他)を行うものをいいます。本約款で「到着日」とは、契約の内容のうちそのサービスや研修の一部もしくは全部が各語学学校等の各種研修機関等からお客様へ提供される国への到着日を指します。

第2章 (契約の成立)

第3条 (契約の申込・成立)

契約を申し込まれるお客様は、本約款をよくお読み頂き、電子メール等により参加申込の意思表示(契約の申込み)を行ってください。参加表明して頂いた時点で、本約款にご同意頂いたものとします。当社が電子メール等の返信により申込を承諾した時に、本約款と同内容にて契約は成立します。

第4条 (申込拒否事由)

当社は、申込受付の際、次に定める事由の一つあるいは複数が認められるときは、申込をお断りする場合があります。

1. お客様が未成年者である等の理由により、申込について法定代理人(三親等以内の親族)の同意が必要な場合に、その同意がないとき。
2. 当社がお客様に対して保証人を要求した場合に、保証人がいないとき。
3. 滞在施設の定員に受入可能枠や手続期間に余裕がないなど、客観的に参加が認められる可能性がないことが明らかなきとき。
4. お客様の過去の既往症または現在の心身の健康状態からして、お客様が参加に不適切であると当社が認めたとき。
5. お客様の語学力等が明らかに不足している等、参加に適した条件が明らかにお客様に備わっていないと当社が認めたとき。
6. 現地の治安状況その他の事情により、当社がお客様の安全を確保できない、あるいは支障があると判断したとき。
7. お客様の申込を承諾することでアクトハウスの円滑な運営に支障をきたす恐れがあると当社が判断したとき。
8. お客様の申込を承諾することがアクトハウスの目的や語学学校の趣旨等に照らし適切でないとして当社が判断したとき。
9. お客様が暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)であると認められるとき、または反社会的勢力であったと認められるとき。
10. その他、お客様がアクトハウスへの参加に不適切であると当社が認めたとき。

第5条 (旅行保険契約締結義務)

1. お客様には、現地での病気・傷害に備え、お客様本人がより快適かつ安心して海外生活を送るために、海外旅行保険に必ず加入していただきます。
2. 当社は、出発までにお客様が前項の海外旅行保険に加入していない場合、契約を解除することができます。但し、当社所定の念書、および保険証書の写しの提出がある場合はこの限りではありません。
3. 前項に基づき、当社がこの契約を解除した場合は、規定に従い、所定の返金手続きを行います。

第3章 (参加費用体系)

第6条 (参加費用に含まれるもの)

参加費用とは、参加準備金、アレンジ料、施設利用料、各種受講料、などの総称をいいます。

第7条 (参加費用に含まれないもの)

前条の他は参加費用に含まれませんので、お客様ご自身の負担となります。その一部を以下の通り例示します。

●現地での移動費用、交通費 ●日本と渡航先の国との間の往復航空運賃 ●渡航手続取扱料 ●日本国内の空港施設使用料、外国の空港税・出入国税・検疫料・燃油サーチャージ ●海外旅行保険料 ●現地での

の傷害、疾病等に関する医療費 ●個人的性質の諸費用(電話・通信費、クリーニング代、飲食代、修繕費、オプションツアー参加費、等) ●施設共益費 ●査証(ビザ)代金

第8条 (参加費用内訳)

別途定める「参加費用内訳表」に記載の通りです。

第9条 (支払時期・方法と費用の変更)

1. 前条により定められた参加費用の支払は、当社指定の口座に振込あるいはその他所定の方法で入金してください。この場合の振込手数料等はお客様に負担して頂きます。
2. 参加費用については、その全額を当社指定日までにお支払い頂きます。ご入金期日は担当コンサルタントと調整となります。
3. 指定の期日までに入金されない場合、当社は、手続を停止、保留することもあり、参加できなくなる場合があります。
4. 為替相場が著しく変動した場合、現地税制が改定された場合、語学学校の授業料や各種研修機関の受講料その他関係先に支払うべき費用が改定された場合、その差額だけ各種費用・代金を増額することがあります。増額の場合には、差額をお客様に負担していただきます。

第4章 (契約の変更・解除・免責事項)

第10条 (参加期間の変更)

1. 到着日の前日以前であれば、お客様より当社に対し参加期間の変更を申出することができます。この場合、当社は、できる限りお客様の希望に沿えるように対応し、当社が所定の書面による当該変更依頼を承諾したときに、所定の変更がなされたこととなります。
2. 当社は前項の変更について、所定の料金を当社変更手数料としてお支払いいただきます。また手配開始後については、語学学校等の各種研修機関が別途定める変更手数料がある場合、当該手数料を合わせてお支払いいただきます(「契約の変更に係る細則」別表1参照)。
3. 当社がお客様に対し返還すべき料金がある場合、返金によって生じる振込手数料等は、お客様に負担して頂きます。
4. 本条1項の規定に関わらず、語学学校等の各種研修機関、入国管理局、滞在施設等の定員、時期その他の事情により、お客様からの期間変更の申出を当社が承諾できない場合もあります。

第11条 (参加開始日の変更)

1. 当社は、お客様から到着日の変更の申出があった場合、「契約の変更に係る細則」別表1に従って変更手数料をお支払い頂いた上、変更に応じます。なお、すでに各種手配に着手し、語学学校や各種研修機関、滞在施設等への支払いが行われている場合には変更をお断りすることがあります。
2. 2回目以降の到着日の変更を希望される場合には、可能な限りお客様の希望に添えるように努力しますが、変更をお断りすることがあります。
3. 到着日の前日から起算して遡り91日目にあたる日までに、お客様から到着日の変更の申出がなかった場合には、当社は到着日を確定したとみなします。その後の変更の申し出の取扱につきましては本条各号に準じます。

第12条 (その他の事由による契約内容の変更)

1. 当社は、語学学校等の各種研修機関、滞在施設等から得られる最新資料に基づき、アクトハウスへのご参加に関する情報をお客様に伝達するように努力しますが、語学学校等の各種研修機関、滞在施設その他の現地機関の都合、各種交通機関のスケジュールの変更、改正、または当社が管理できない事由により、当社からお客様に伝達した日程、語学学校等の各種研修機関、滞在施設、その他内容等が変更されることがあります。
2. 本条による滞在期間の延長に伴い生じた費用の増加については、両方で協議の上、費用の精算を行います。

第13条 (お客様による契約の解除・解約)

1. お客様からの契約解除(クーリングオフ)については、下記の通り定めます。下記の内容を十分に確認してください。

1. お客様は契約が成立した日から起算して8日を経過するまでは、書面により契約の解除を行なうことができます。
2. 上記契約の解除は当該契約の解除に係わる書面を発した時にその効力を生じます。
3. 上記契約の解除があった場合、受領している金銭は速やかにその金額を返金致します。
4. 上記契約の解除があった場合、当社はその契約の解除に伴う損害賠償または違約金の支払の請求はいたしません。
5. 「1.」に該当しない解除については、本条2項以下に定める「解約」として、本約款に基づき対応いたします。

2. 前項の他、お客様は、「契約の変更に係る細則」別表2に定める取消料金をお支払い頂くことにより、書面を以ていつでも、契約を解約することができます。又、前項の定めは、10条ないし11条に定める変更手続時に適用されるものではありません。

3. 本条に基づく解約に関し、当社よりお客様に対し返還すべき料金がある場合、できる限り速やかに返金手続きをします。ただし、振込手数料等は、お客様に負担して頂きます。

第14条 (当社による解除)

1. お客様が次の各号の一に該当する場合、当社は、催告の上、本約款に基づく契約を解除することができるものとします。
 1. お客様から指定の期日までに必要な書類の送付がなされないとき。
 2. お客様から指定の期日までに必要な費用の支払いがなされないとき。
 3. お客様が当社に届け出た、お客様に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏があることが判明したとき。
 4. お客様が海外旅行保険等保険契約を締結しないとき。
 5. お客様が契約に違反しているとき。
 6. その他、当社が契約を解除することが適当であると認めたとき。
2. 本条により契約を解除した場合には、当社はおお客様に対し、一切の損害賠償義務を負担しないこととします。

第15条 (当社による無催告解除)

1. お客様が次の各号に該当する場合、当社は催告することなく、契約を解除することができるものとします。
 1. お客様が、破産、私的整理またはこれに類する破産手続の申立を行い、またはその申立を受けたとき。
 2. お客様が死亡、所在不明、または1か月以上にわたり連絡不能となったとき。
 3. お客様が契約を維持しがたい不信行為に及んだとき。
 4. お客様が暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力であると認められるとき、または反社会的勢力であったと認められるとき。
 5. お客様自らまたは第三者を利用して、当社もしくは他のおお客様に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いるなどをしたとき。
 6. 当社もしくは他のおお客様に対して、お客様自身が反社会的勢力である旨を伝え、または、自身の関係者が反社会的勢力である旨を示したとき。
 7. お客様が自らまたは第三者を利用して、当社もしくは他のおお客様の名誉や信用等を毀損し、または毀損する恐れのある行為をしたとき。
 8. お客様が自らまたは第三者を利用して、当社の業務を妨害したとき、または妨害する恐れのあるとき。
 9. その他当社がやむをえない事由があると認めたとき。
2. 本条により契約を解除した場合には、当社はおお客様に対し、一切の損害賠償義務を負担しないこととします。

第16条 (当社の責に帰すべき事由による契約解除)

1. お客様は、当社の故意または重大な過失により、契約の目的が達せられなくなったときは、契約を解除することができます。
2. 前項の規定に基づいて、当該契約が解除されたときは、当社は既に受領した参加費用等をお客様に払い戻します。また、前項の規定は、契約に基づく、お客様の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第17条 (免責事項)

1. 当社は、次の各号に該当する事項およびその事項によってお客様に生じた損害については責任を負いません。
 1. 語学学校等の各種研修機関、滞在施設、その他の内容がお客様に適合しない場合。
 2. 語学学校等の各種研修機関、滞在施設等の事情により、授業、滞在施設、その他の内容が当社の説明と異なる、または変更された場合。
 3. 当社の責めに帰すべき事由によらない、日程、滞在施設、その他の内容が変更された場合。
 4. 各種交通機関のスケジュールの変更、改正、その他の事由により、日程、その他の内容が変更された場合。
 5. 天災、地変、戦争、暴動、ストライキ、クーデター、内戦、その他当社の管理できない事由により、日程、その他の内容が変更された場合。
2. 当社は前項に定める他、当社の責めに帰すべき事由によらないお客様その他第三者または物に対する損失、損害、損傷に対し、責任を負いません。ただし、法令によりこの排除を超えて明示的に定められる責任についてはこの限りではありません。

第5章 (注意事項)

第18条 (旅券(パスポート)について)

お客様が現在お持ちの旅券が今回の渡航に際して有効かどうかの確認(有効期限等)、旅券の取得は渡航までにお客様の責任で行っていただきます。

第19条 (保健衛生について)

渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫感染症情報ホームページ(<http://www.forth.go.jp>)でご確認ください。

第20条 (海外危険情報について)

渡航先によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お客様におかれましては、外務省の「外務省海外安全ホームページ」(<http://www.pubanzen.mofa.go.jp>)等でもご確認ください。

第21条 (個人情報の取扱)

当社は、お客様から頂いた個人情報を、手配に関わる連絡をお客様にする場合や、商品・サービス・イベント等の案内のために利用させていただくほか、当社がお客様にお申しいただいた契約の手配義務を履行するため、語学学校等の各種研修機関・運送機関・滞在施設等の提供するサービスの手配およびそれらサービスの受領のための手続きに必要な範囲にて、お客様の個人情報を利用します。それ以外の目的では利用いたしません。また、この目的のために、当社は、当該個人情報を申込書に記載されている語学学校等の各種研修機関、運送機関、滞在施設に提供する場合があります。

第6章 (滞りに係る諸規則)

第22条 (滞在施設)

一度決定された滞在先が現地到着前または現地到着後にお客様に事前に通知することなく変更になる場合がありますので、予めご了承ください。

第23条 (利用規則の遵守)

お客様には次の各号を遵守しアクトハウスの円滑な運営に協力して頂くこととなります。

1. 法令、公序良俗、慣例に違反するような行為を行わないこと。
2. 別記の「アクトハウス利用規則」を遵守すること。
3. 語学学校等の各種研修機関、その他滞在施設等の各種規則に従って行動すること。
4. 当社、現地サービス提供機関、語学学校等の各種研修機関、滞在施設等はもちろんのこと、現地の人々に対して公序良俗に違反することがないように行動すること。

第24条 (緊急連絡先)

アクトハウスにお申し込みのお客様は、必ず所定申込書の緊急連絡先をご記入ください。万一の事故などの場合、お客様の同意なく、ご記入頂いた緊急連絡先に連絡することがあります。また救済者候補として連絡することがあります。

第7章 (雑則)

第25条 (裁判管轄等)

この契約に関する訴訟については、当社の本店の所在地を管轄する裁判所を、第1審の専属的合意管轄裁判所とします。また、本契約は日本法を準拠法とし、日本語を正文とします。

第26条 (約款の変更)

この約款は、将来にわたって変更されることがありますが、お客様との間に締結した契約の内容は原則として契約時の約款のとおりとし、変更されることはありません。万が一契約締結後に当社において約款の変更が発生し契約内容にも変更が及ぶ場合は、両者協議の上、扱いを別途検討するものとします。

第27条 (約款に定めのない事項)

この約款に記載がない事項については、両者が協議して決定します。

第28条 (領収書)

参加費用を銀行振込でお支払いの場合は、金融機関の発行する振込金の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

参加費用内訳表

以下は 2016年4月1日時点での料金です。
 全ての料金は日本円で表記するものとします。

項目	料金
参加準備金	100,000円/人
アレンジ料	100,000円/人
施設利用料	50,000円/月
カリキュラム受講料	120,000円/月
語学学校受講料(各種費用込)	60,000円/月

- 1) 現地祝祭日は授業が開講されませんが、祝祭日を理由に授業料が変更されることはありません。
 また、お客様の参加申込後に祝祭日が決定・変更される場合があります。予めご了承ください。
- 2) アレンジ料とは、当社が行う現地語学学校手配に必要な費用、滞在施設を手配するための必要な費用、渡航前手続きに必要な費用、及びサポート費用のことをいいます。
- 3) 施設利用料には、コンドミニアム滞在費用・水道料金・電気料金・通信設備費が含まれています。

契約の変更に係る細則

参加期間の変更・短縮および参加取消(解約)を希望する場合、必ず書面の提出による意思表示を条件とします。到着後の変更(参加期間の短縮)及び解約については、いかなる場合においても返金は出来かねます。
※表中の金額はすべて税別表示です。

別表1. 変更手数料

区分	変更手数料
イ. 到着日前日から起算して遡り92日目にあたる日以前に到着日を変更する場合であり、かつ、変更前の参加費用が変更後の参加費用を下回る場合	参加準備金相当額
ロ. 変更前の参加費用が変更後の参加費用を上回る場合	参加費用の差額相当額
ハ. 到着日前日から起算して遡り91日目にあたる日以降に到着日を変更する場合、及び、時期に関わらず2回目の変更の場合	アレンジ料相当額

別表2. 解約(契約取消)料

区分	取消料
イ. 到着日前日から起算して遡り91日目にあたる日以前に解約する場合	参加準備金+アレンジ料相当額
ロ. 到着日前日から起算して遡り90~46日目にあたる日以降に解約する場合	上記イの料金+[予定参加費用総額の10%]
ハ. 到着日前日から起算して遡り45~31日目にあたる日以降に解約する場合	上記イの料金+[予定参加費用総額の25%]
ニ. 到着日前日から起算して遡り30~2日目にあたる日以降に解約する場合	上記イの料金+[予定参加費用総額の50%]
ホ. 到着日前日以降に変更・解約する場合	予定参加費用総額の100%

※いずれも参加期間の延長の場合は除く。

アクトハウス利用規則

1. 遵守義務

アクトハウスに滞在する者(以下、「利用者」)は、アクトハウスが共同生活の場であることを認識し、本規則を遵守しなければなりません。

2. チェックインとチェックアウト/外出・外泊

1) チェックイン

アクトハウスへのチェックインはスタッフ同行のもとで行われます。

チェックイン時に部屋内の破損品を確認し、破損品があった場合は翌営業日までにスタッフに連絡をしてください。

2) チェックアウト

チェックアウトの前には部屋の掃除を行ってください。

ベッドのシーツは畳んでベッドの上に置いてください。

3) 外出/外泊について

外出/外泊する際は、メール/LINE/fbグループ・メッセージ等で、スタッフにわかるように連絡してください。

3. 部屋の鍵

1) 部屋を出る際には、必ず施錠し、鍵は常に携帯してください。

2) チェックアウト時にスタッフにご返却ください。

3) 鍵を紛失、または、ドアノブを破損した場合、修理代として実費が請求されます。

4. 貴重品の管理と盗難防止

1) 貴重品管理に十分注意してください。貴重品は自分の鍵付きのスーツケースに保管してください。

2) 共用部分のドアは必ず閉めてください(外部者の侵入による盗難の原因となります)。

3) 住居内で発生した紛失、盗難等の被害に関して、株式会社カグラは一切責任を負いません。

5. 日常生活

1) 断水に備え、普段からペットボトルなどに水をためておいてください。

2) 停電に備え、懐中電灯を用意しておいてください。

ロウソクなどの使用は火事の原因となり得るので禁止です。

3) 雨の日は窓の隙間から雨が入ってこないように部屋の窓は閉め、晴れの日には通気をよくするために窓は開けてください。

6. 掃除義務

1) 住居全体を清潔に保ってください。特に利用者自身の部屋は少なくとも週1回は掃除してください。

2) マットレスは週1回程度、日干ししてください(ダニ防止のため)。

3) 冷蔵庫内や食品保管スペースに置く物には、名前を明記してください。記載がなければスタッフが処分します。

7. 備品

1) 備品が破損した場合、または交換が必要な場合、スタッフへ連絡してください。

2) 各種備品(電気スイッチ、ベッド、クーラー、ファン、窓、ドア、保管ボックスなど)を破損させた場合、修理代実費が請求されます。

8. 門限

1) 門限は夜0:00とし、利用者はこの時間までに帰宅しなければなりません。

2) 但し、特段の事情により、門限までに帰宅できない場合は、必ずzスタッフに連絡してください。

特段の事情なく門限後に帰宅した利用者に対しては、退去して頂く場合があります。

9. その他

1) スタッフから利用者に対する連絡事項はfbグループ・メッセージ/LINE等にて行われます。

利用者同士の情報交換の場としても利用できます。ただし、スタッフが不適切と判断した投稿は削除することがあります。

- 2) スタッフはその必要がある場合、利用者の許可なく部屋に入ることがあります。
- 3) 施設ごとにハウスリーダーを設置する場合があります。ハウスリーダーはスタッフと同等の位置づけとなりますが、他利用者と同様に利用規則は遵守いただきます。(多くの場合、ハウスリーダーはメンターが務めます)
- 4) スタッフへの連絡手段(メール) : staff@acthouse.net
電話・fbグループ/メッセージャー・LINE等、メール以外の連絡先はスタッフから個別にお知らせします。

10. 禁止行為と処分

- 1) 利用者は、以下の迷惑行為を行ってはなりません。
以下の迷惑行為があった場合、1回目は書面による警告処分、2回目は退去(参加取消)処分とします。ただし、スタッフが重大な迷惑行為であると判断した場合、1回目で退去(参加取消)処分となることがあります。
 - 1 他者に迷惑となる音量での、パソコン/オーディオ機器の視聴、楽器演奏。
 - 2 備品(机や椅子、食器、調理器具、クーラー、等)を無断で持ち出す、または個部屋に持ち込むこと。
 - 3 建物/設備の改造(部屋の家具や保管ボックス、壁への釘打ち/落書きなど)。
 - 4 キッチン以外の場所で調理すること(炊飯器、トースターなどのクッキング関連道具)。
 - 5 トイレトペーパー以外のものを使器に流すこと。
 - 6 他の利用者、及び近隣住居者の迷惑になる行為。
 - 7 部屋に「生もの」や「密封されていない食べ物」、使用済の食器を放置すること(カビや害虫の原因となるため)。
 - 8 部屋に乾いていない洗濯物を干すこと(ダニの原因となるため)。
 - 9 他者が嫌がる言動、ハラスメント(セクシャル・モラル等)。
 - 10 照明器具やクーラー・ファンの無駄な使用(不在時につけたままにするなど)は避けてください。(月の電気代が相当程度高額であり、電気の無駄使いが理由と判断される場合は、実費を請求する場合があります。)
- 2) 下記の迷惑行為があった場合、警告なしで退去(参加取消)処分とします。
 - 1 日本国及び滞在国の法律に違反する行為。
 - 2 合法/違法を問わず薬物(マリファナ、麻薬、MDMAなど)、または爆発性、発火性を有する危険物の持ち込み、使用。
 - 3 暴力行為及び賭博行為。
 - 4 利用者以外の人(警備員を含む)を住居に入れること。(住居入口に連れてくることも禁止です)
 - 5 利用者以外の人(警備員を含む)に鍵を渡すこと。
 - 6 喫煙スペース以外での喫煙(住居内は禁煙です)。
 - 7 指定された以外の部屋/ベッドをスタッフに無断で使用すること。
 - 8 異性の個部屋への立入り。
 - 9 異性/同性間の交際、性的行為。
 - 10 犬、猫、その他の小動物、魚、昆虫などのペットの飼育。
 - 11 受講内容・カリキュラム・コンテンツ等の第三者への譲渡・漏えい。
 - 12 株式会社カグラ、「アクトハウス」、スタッフ及び他の参加者等の信用、評価や名誉を毀損する行為。

11. 規則違反時の取扱いについて

- 1) 利用者がアクトハウスへの滞在を維持しがたい行為に及んだ場合、原則として「1回目:口頭での注意」、「2回目:書面での警告」をし、それでも前述のような行為が改善されなかったと認められる場合、催告することなく退去(参加取消)処分をできるものとします。
- 2) 利用者が次の各号に該当した場合、当該利用者の安全確保・保護のため、及びその他の利用者を含むアクトハウス運営の全体管理、秩序維持のために、当該利用者を退去(参加取消)処分とすることができます。
 - 1 渡航前から存在した身体的・精神的な既往症が現地で発症した場合
 - 2 精神的疾患に対する治療薬の服用が判明した場合、もしくは明らかにその疑いがある場合
 - 3 滞在中に身体的・精神的疾患に罹患した場合
 - 4 その他、参加継続をしがたい事由があるとスタッフにて判断された場合
- 3) その他、公序良俗違反等、社会通念上やむを得ないと認められる事由がある場合、催告することなく退去(参加取消)処分することができます。

ACTHOUSE®
C E B U